

## 資源管理・漁業所得補償対策の活用

～養殖業の経営安定化に向けて～

先月号でお伝えしたとおり、第1四半期は魚類養殖業を中心とした養殖共済の契約の最盛期です。6月末までの養殖共済の引受実績は、今年度から始まった資源管理・漁業所得補償対策による共済掛金の追加補助に加えて、県や市町村による掛金補助等が活用されたことを受け、共済金額 1,084 億円（前年対比 132%、261 億円増）となっています。漁場改善計画の策定をはじめ、漁業共済の普及推進にご尽力いただいた関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

資源管理・漁業所得補償対策は、「漁業収入安定対策」（漁業共済・積立ぷらすによって減収を補てんする）と「コスト対策」（平成 22 年度からの漁業経営セーフティネット構築事業を活用し燃油・配合餌料原料価格の高騰を補てんする）を合わせて行うことで、総合的に漁業者の所得を補償しようという制度です。

「漁業収入安定対策」は、全国的な漁業共済の加入拡大に効果をあげており、昨年、一昨年と赤潮による大きな被害があった西日本で養殖共済の大幅な加入の拡大が実現しています。今年も長期間にわたる大雨、早期の梅雨明けによる日照時間の増加となり、赤潮の発生が心配されています。既に瀬戸内海の一部の海域ではシャトネラ赤潮によるはまのへい死（700 尾程度）が発生しており、今後の動向に注意が必要です。

一方、近年は燃油の高騰に加え、養殖用の餌料原料である魚粉の輸入価格が上がっています。特に魚類養殖業においては、漁家の支出合計に占める餌料代の比率が約 6 割を占めると言われており、価格高騰が漁家経営に大きな影響を与えているとみられます。そのため、「コスト対策」で

は国外からの餌料原料の輸入価格が直前 2 年間の平均価格の 115%を超えた場合に、国と漁業者が 1:1 の比率で積立てた資金で超過分を補てんする仕組みとなっています。

今後とも漁業共済を含め資源管理・漁業所得補償対策を活用することで、養殖業の経営安定化を目指していけるよう、関係各位の皆様に引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。



魚粉の輸入単価の推移(水産庁資料)